

令和元年度第3回宮城県私立学校審議会 本審議会議事録

1 日 時 令和2年2月21日（金） 午後1時30分から

2 会 場 宮城県行政庁舎 第二入札室

3 出席者

(1) 出席委員 伊藤 宣子, 加藤 雄彦, 片倉 ゆかり, 湯本 良次,
三塚 薫, 小川 せつ子, 菅原 一博, 鈴木 一樹,
佐藤 哲也, 山岸 利次, 阿部 春美, 菅原 通悦
(委員14人中, 12人出席)

(2) 欠席委員 根來 興宣, 後藤 武俊

4 議題

(1) 調査審議事項

- ①幼稚園の廃止について（泉の杜幼稚園）
- ②幼稚園の廃止について（岩切東光第二幼稚園）
- ③幼稚園の廃止について（東盛幼稚園）
- ④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- ⑤高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）
- ⑥高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- ⑦高等学校の設置について（(仮称) 日本ウェルネス宮城高等学校）
- ⑧専修学校の設置について（(仮称) 気仙沼リアス調理専門学校）

(2) その他

- ①審査基準の改正について
- ②寄附行為の標準例の改正について

5 会議の内容

事務局から審議会運営規程により会議が有効に成立している旨、報告があった。
伊藤会長が審議会運営規程により議長となった。
議長は、議事録署名人として鈴木委員と佐藤委員を指名した。

(1) 調査審議事項

①幼稚園の廃止について（泉の杜幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

②幼稚園の廃止について（岩切東光第二幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。
特に質疑なく、審議会として了承される。

③幼稚園の廃止について（東盛幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

（伊藤会長）

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見があればお願いいたします。

（加藤委員）

これ、幼稚園の専門の先生方は、当たり前の話って思うかもしれませんが、ちょっとわからない所があるので教えていただきたいのですけれども。この幼保連携型認定こども園になった場合は、宮城県の所管から仙台市に移るという風に捉えていいのでしょうか。3月に行われる審議会は仙台市が行うということですので、今後は宮城県の所管から外れるということでしょうか。

（事務局）

認可・認定等の権限につきましては仙台市に移譲されておりますので、仙台市の権限で行われます。

（加藤委員）

ありがとうございます。

（伊藤会長）

加藤委員よろしゅうございますか。他に、いかがでしょうか。山岸委員お願いします。

（山岸委員）

細かい話で恐縮なのですが、同じような申請が続いているところなのですが、最後の、この東盛幼稚園ですか。書類自体が、所在地とか代表者の書き方であるとか、あるいは条文ですよ。幼稚園で他のところが第4条第1項なのにも関わらず、こちらは専修学校の第130条第1項とか第134条第2項とか書かれていて。多分、所在地とか代表者の住所とか氏名は、書かなくて、というか抜くべきものなのだと思いますけれども。そこらへんの、書類についてはどうなのでしょう。ちょっと気になりましたので。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。まさに今、山岸委員の仰った通りでございます。我々もここをきちんと指導すべきところだと思います。住所・氏名、あとは第130条、第134条というところは、前の2件のほうが正しい、正確な申請書になりますので、我々も、こういうところはきちんと指導した上で、今後、審議の書類として提出させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(伊藤会長)

山岸委員、御指摘ありがとうございました。事務局、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。御意見が無ければ、本件について了承することとし、東盛幼稚園の廃止について、適当とする旨、答申すること、決定してよろしゅうございましょうか。

それでは本件につきましては、異議が無いものと認め、適当と答申することといたします。

④高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ありがとうございました。資料がございませう。皆様方、ちょっと目を通していただく時間をとりたいと思います。

それでは、事務局の資料、そして報告、それから資料等々から御質問いただけますことがあれば、よろしく願いいたします。一つだけ質問させていただいてよろしいですか。資料の6ページでございませうけれども、学校創立記念日と書いてあつて、日にちが入っていないのですが、これは何かございませうでしょうか。

(事務局)

一般的には、例えば6月とかに、あるいは6月1週目とかに記念日があれば、例えば、週末の金曜日に定めるとか、そういう表現が出てくるかと思うのですが。三幸学園には、この辺は確認していないのですが、記念日が土日等に当たった時を想定して、具体的にこの日というような定めができないということ想定して、あえて空欄にしていると思われませう。

(伊藤会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、菅原委員お願いませう。

(菅原通悦委員)

どこかで、前に説明があつたのかもわかりませうが、今回、第40条等として附帯教育事業についての追加規定が入つたわけですけれども、新たに入つてきたことの経緯と、それから、現時点で、もしも、お聞きしているのであれば、どういった教育事業を想定しているのか。通信教育課程の中での附帯教育事業つていうのが、どういふことを想定しているのかというふう

に思いますので。把握している段階で結構ですので、教えていただければと思います。

(事務局)

飛鳥未来きずな高等学校は、その設置段階のところで登米市との提携というのがございました。それで登米市との関わりの中で、市民向けのドローン教室とか、農業教育の活動等を展開していきたいという思いから、今回、新たにこのような規定を追加させていただいたということです。

(伊藤会長)

ありがとうございます。他に、いかがでございましょうか。加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

資料の10ページになります。学則の中で、第22条が該当すると思うのですが、「保護者及び保証人」というタイトルのところなのですが、「保護者は、生徒の一身上の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない」これはいいのですが、「2 保証人は、保護者に事故あるときは保護者に代わり、前項に規定する責務を果たさなければならない」ここまで書いてあるのですけれども、民法が改正されます。民法が改正される中で、この保証人の責任の範囲が明確に定められていませんと、今度からは、この内容が不適切であるという理解を私はしているのですけれども、この学則で差支え無いのでしょうか。

(事務局)

今、加藤委員が仰ったとおり、令和2年4月1日から民法改正になりまして、いわゆる保証に関しては、極度額、上限額を設定するということになります。その前に、学則に明記しなければいけない事項というのがございまして、学校教育法施行規則第4条になるのですが、今日現在、文部科学省から学則にそれを明記する旨の通知等はまだ来ていません。そのため、必ず、今現在、学則にこれを入れなければいけないかというところは、はっきりは言えない状況にあります。ただ、学校としては、4月1日からはそういうものが施行されるということで、例えば誓約書等に明記して、学則以外のところには、そういった形で示していかなければいけない、という認識ではございます。

(伊藤会長)

加藤委員、よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。阿部委員お願いいたします。

(阿部委員)

今日渡された資料の3番の第33条なのですが、それに関する定めっていうのは、これは33条でよろしいのでしょうか。

(事務局)

今、御質問ございました内容については、仙台育英学園高等学校の差替えの資料になります。

(阿部委員)

そうなのですね、すみません。次の資料でした。

(伊藤会長)

他に、いかがでしょうか。それでは御意見が無ければ、本件について了承することとし、飛鳥未来きずな高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について、相当とする旨、答申することと決定してよろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、本件については異議が無いものと認め、答申することといたします。

⑤高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台白百合学園高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

それでは資料のほうを御覧いただきまして、御意見等よろしく願いいたします。

それでは加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

学則のことでちょっとお尋ねしたいと思います。教えていただきたいのですが、5ページのところに、第28条に「納入金の返還」というのがあります。「既納の納入金は理由の如何にかかわらずこれを返還しない」と言い切ってしまうのですけれども、こう言い切ってしまうことは適切な表現というふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか事務局として。「原則」という言葉が付いていれば分かるのですけれども、言い切ってしまった場合に、様々な事由があると思うのですけれども、いわゆる契約に関する問題ですね。原則として返還しないのは当たり前なのですが、しかしその返還の理由が適切であるというふうに判断される事案が出てきた場合、こう言ってしまった場合に「原則」が付いていないと返還できないということになってしまうのですけれども、この辺のところ、いかがお考えでしょうか。

(事務局)

こういった文言が他の学校の校則にあるのかどうかということも含めまして、事務局の方でその法的なところを検討したことは、今まで無いと言ってよろしいかと思います。現時点で、この文言の効力ということになりますと、例えば民法のほうで、基本的には民衆は契約の自由の原則がありますので、そういった観点でこの条文が効いてくるということになれば返還しないということになりますし、何かしらの強行法規があってそちらの法規を優先することになればそちらの法規が優先するというのが、今の法的な効力の説明ということになるかと思えます。ただ、もし強行法規があると仮にした場合に、こういった表記しておくのが良いことかどうかということも、これもまたあるかと思えますので、そのところはもう少し研究させていただければというふうに思います。

(伊藤会長)

今の回答で、委員の先生方、よろしゅうございましょうか、研究していただくというふうなことで。学習をさせていただきたいというふうに私たち委員も思いますので、よろしく願いいたします。

他にいかがでございましょうか。それでは、ただいまの事務局の説明も含めて、というふうなところで、御意見が無ければ、本件について了承することとするというふうなことで、よろしゅうございましょうか。

それでは本件について、異議が無いものと認め、答申することといたします。

⑥高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

私立学校法第15条により、利害関係人である加藤委員は退席した。

その後、事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

それでは、御意見があればお聞かせいただきたいと思います。また、御質問があればどうぞお願いいたします。

(菅原通悦委員)

別表第4関係なのですが、資料の中で言うと、これは8ページなのですが。事務局の方で、一般論として把握していることがあれば教えていただきたいのですが、通信過程の中での授業料が、今回、育英さんですと倍額になっていますよね。他を見ると8,000円とか、各学校単位で別々になっているわけですが、この変更についての考え方は、それぞれ学校の中であるのだらうと思いますし、条件としてはいくつか想定されるのですが、学校教育としての通信課程の中で、1単位当たりの受講料・授業料ですか、これがどういうふうなことをベースにして各学校が設定されているのか。完全に校長裁量なのか、あるいは一般的な、例えば文部科学省あたりが一つの設定基準となるようなベースのものがあって、それをベースに各学校が設定しているのか、そういったところをもしも把握していればお聞きしたいのです。各学校によってこれだけの金額の差がありますと、どうなのだろうと。一般の、保護者とか、そういった立場から見た時に。もしも分かっているのであれば、あるいは今回の授業料の設定の理由をお聞きしているのであれば、お話ししていただければありがたいと思います。

(伊藤会長)

1単位あたりの授業料というこの金額でございまして。事務局、よろしく願いいたします。

(事務局)

仙台育英学園高等学校が1万2,000円に設定したという主な理由については、就学支援金がございまして、そちらの貰える限度額というのが、1単位あたり1万2,030円というのがあります。

ます。そういうところで、1万2,000円に設定しているというところは伺っております。あと、各学校がどのように設定しているかですけれども、色々な考え方があるかと思います。通信制の学校に修業年限を例えば6年にしている学校があるのですが、それはどういう風にして定めているのですかという質問をしたときに、全国の通信制教育研究会という全国校長会のような会があって、その辺の意見を聞いたりとか、全国的なものを見ながら学校の判断で決めているというようなことは聞いたことがありますので、そういったものに基づいて各学校、あと市場の状況とかですね、色々勘案して、そこで判断したところで授業料を設定していると思います。

(菅原通悦委員)

はい。分かりました。

(伊藤会長)

他にはいかがでございましょうか。山岸委員お願いいたします。

(山岸委員)

11条関係の質問なのですけれども、スクーリング会場及び学習サポート施設ということで、施設が設置されることなのですけれども、この二つの違い、特に学習サポート施設に関しては、スクーリング会場の方は名称として「ILC宮城校」とか、専修学校か何かだと思えるのですけれども、「登米学習センター」とか「石巻学習センター」とか、具体的にどういう施設なのかがちょっと分からないので、そこら辺の説明をしていただければと思います。

(事務局)

これまでサポート施設というふうに呼んでいたものが、スクーリング会場のサポートをする施設という位置付けであったために、面接指導ということも実施しておりました。このため、スクーリング会場とサポート施設の境界が曖昧になっていた部分がありました。どちらもスクーリングはやっていたので。そういう意味で、今後はスクーリング会場では、あくまで面接指導をやる場所、学習サポートセンターはスクーリングに、授業面とか学習面で、なかなかついていけない生徒さんとかの学習をサポートする施設、面接指導は行わずに、そういったサポートする施設というところで、境界線を引いたというところで、今回このような改正をしたというところがございます。

(山岸委員)

学習センターとは、仙台育英さんが持っている施設とかではないんですよね。

(事務局)

学習センターというのは仙台育英学園が持っているものです。

(山岸委員)

持っているもの、それぞれ石巻とか山形に持っている施設を使うということなのですね。

ちょっとそこら辺が分からなかったもので。了解しました。

(伊藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。

事務局，23 ページの面接指導施設ということで写真での紹介，これは御説明いただけるのでしょうか。

(事務局)

23 ページの写真なのですけれども，こちらは同じ仙台育英高等学校，ILC宮城のある校地内に，新しく，今までの学習センターというのが，宮城野の別のところ，仙台育英の建物ではない施設を借りて利用していたところなのですが，それだと少し学校から距離も離れていたこともあり，先生たち生徒さんたちの移動も含めて，なかなか大変だということで，校地内に新しく，このような教室を作りまして，ここでスクーリングを実施するというので，今回新たに設置したということでございます。

(伊藤会長)

それでは他に，御意見・御質問ございませんか。

それでは，御意見等が無ければ，本件について了承することとし，仙台育英学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について，適当とする旨，答申すること，決定してよろしゅうございましょうか。

それでは本件につきましては異議が無いものと認め，答申することといたします。

⑦高等学校の設置について（(仮称) 日本ウェルネス宮城高等学校）

利害関係人である加藤委員は席に戻った。

その後，事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ただいまの事務局の説明及び，部会での調査結果の報告を受けて，御質問・御意見があればお願いいたします。それでは山岸委員お願いいたします。

(山岸委員)

すみません，一点確認なのですけれども。今回，普通科の3コース設置ということなのですけれども，入試における考え方として，それぞれ普通科と言ってもかなり特性が違う3コースだということになると思います。入試の中で，入学定員120人，それぞれ40:40:40なのですけれども，これはコース毎40人というのを厳格に考えて，例えば，万が一，他のコースが35人だった時に，ある特定のコースを45人採って，とにかく120で収まればいいのかと考えるのか，そうではなくて，それぞれ1クラスですよね，40:40:40の全体で120ではなくて，それぞれの40で厳密にカウントしていくのかということについて質問したいと思います。

(事務局)

基本的にはコース毎の 40 人を順守するというところでございますので、他のコースで、例えば、スポーツコースが 45 人来たから進学コースに 5 人回すとか、そういった対応はしないというふうに伺っております。

(伊藤会長)

ありがとうございます。他に、いかがでしょうか。湯本委員お願いいたします。

(湯本委員)

先ほどの説明の中で、資料 7 の 21 ページの採用予定の先生の説明の中で、既に教員免許状と言うことでありましたが、現在 65 歳以上の方は更新講習を受ける必要が無いということなのですが、この中にも、おそらくその年齢に該当する人と、あと、更新講習を受けなければいけない、俗に言う若い先生方もいると思うのですが。その辺の、更新講習しない先生も当然いると思うのですが、具体的な人数を教えてくださいということではないのですが、その辺の瑕疵は無いかということを確認したいと思います。

(事務局)

瑕疵はございません。我々、私学・公益法人課の方で、通常から免許の受付事務を担当しておりますので、そういったところの知識も有していると自負しておりますので、その点は遺漏なく対応しております。

(伊藤会長)

はい。というふうな対応であるということですね。

他、いかがでございましょうか。加藤委員、お願いいたします。

(加藤委員)

これは希望というか、期待でございますけれども、宮城県内にあります私立学校、歴史と伝統があり、しかも教育成果を上げ、そして学業面でもそうですしスポーツ・文化面においても、非常に、宮城県の県土の隆盛と言いますか、県の力を高めるために多くの優秀な人材が輩出されてきたというふうに私は思っております。願わくば、この新しくできます日本ウェルネス宮城高等学校が、同じような、そういう歴史と伝統とそういう様々な成果を上げている学校に連なるような、教育内容、教育実績を上げていかれることを期待申し上げます。以上です。

(伊藤会長)

他に御質問・御意見ございませんでしょうか。菅原委員、何かございませんか。

(菅原通悦委員)

議長から御指名いただきました。私も、先ほどの加藤委員と同じく、これは事務局へのお願

いと言った方がいいのでしょうか。これまでの部会等の中で、大小様々な案件について議論をしていきました。その中で、迅速に、学校・設置者側が対応してくれているもの、例えば、本日いただきましたマニュアル、学校なりに設置当初から大分努力されているのだなというふうなことを見て感じました。ただ、一方において、あくまでもこのマニュアルができれば、子供たちの安全確保が可能かという、あるいは先生方がこれに沿って動けるかという、これは、まだまだ、始めにスタートラインについたということなのだろうと思うのです。これができれば、全てが、私どもが議論してきた、水害、あるいは地震、津波、原発、それからそれに伴った避難等々について、解決されるわけではないと思いますので。部会の中で議論してきたことは、県内に設置される学校として、あるいは地域に設置される学校として、本県の子供、あるいは本県に来る子供たちが良い教育を受けられるようにということでの議論だったということが基本でございましたので、そのことを踏まえて、ぜひ、宮城県として、今回、もしも了承されるということであれば、過不足無く、新しい学校に対して、指導あるいは支援、これを設置市の東松島市と同時に手を携えて御指導いただければ、そして子供たちが少しでも安心して学校生活スタートできればということを要望として事務局に対してお願いをしたいなと思います。以上です。

(伊藤会長)

ありがとうございました。加藤委員の希望、そして菅原先生の今の御発言、とても大事なものだと思います。それでは、鈴木委員、いかがでございましょうか。

(鈴木委員)

今の、少子化が進んでいる中で高等学校が新しくできるというのは、非常に複雑なものがあると思うのですが。東松島ということもあり、復興にも携わるということで、そういった意味では存在価値があるのかなというふうには思っております。あとは、先ほど加藤先生が仰った保証人のところ、学則のところ、民法解釈は私も明るくないものですから、そこら辺をまた確認していただければと思います。以上です。

(伊藤会長)

はい。佐藤委員、いかがでございませうか。

(佐藤委員)

今までの委員から出てきたのと同じような期待を私も持っております。一点だけ、スポーツだとか心身の鍛錬というところに力を入れている学校ですので、授業中、あるいは生活の中で、生徒がケガをする、そういうことが想定されます。養護教諭だとか学校医に関しても設置基準に従って整えていらっしゃると思いますが、そうした不測の事態にあるときに、生徒の命とか、あるいはケガや病気がきっかけで退学をしていくということの無いようなサポート体制を十分に敷いていくように、学校の方に期待したいと思いますし、県の方からも、そういう機会がございましたら、少しその辺、御指導等、お願いをしたいというふうに思います。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは山岸委員いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。では阿部委員お願いいたします。

(阿部委員)

私からも、子供たちが学校で楽しく生活できるように、事務局の方からも見守っていただきたいと思います。以上です。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございました。それでは片倉委員、ございませんか。

(片倉委員)

私も同じ意見でございます。今後、県の御指導をお願いしたいと思ひますし、必要があれば現地確認等行っていただきまして、この審議会等を開かれる際に、報告とかをいただければなというふうに希望を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

(伊藤会長)

はい、ありがとうございました。湯本委員、いかがでございましょうか。

(湯本委員)

今まで各委員からお話が出ました。先日、現地調査をしまして、まだまだ、これから突貫工事をしながら準備を進めていくということで、3月の末に完成することを期待しておりますし、あとは、せつかく入学した生徒が3年間本当に元気よく学校生活を送れるよう、県としてもその推移を十分見ていただければなというふうに思っております。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは三塚委員、いかがでございましょう。

(三塚委員)

学校防災マニュアルというのは、うちでも、ここまで見直さなければいけないなと思ひながら拝見して、よその方がお作りになったのかな、県の指導がたくさん入ったのだろうなと思ひながら、私たちこそ、こういうものを作っていきなりたいと思ひます。一番は、学生さんたちがより良く、ただ全寮制ということなので、子供たちが見えないところというのが出るのは怖いから、やっぱりそこら辺は、学校側・設置者側は、そこを大事に考えていかないと、いじめとかそういうことが起こってしまうのが怖いなというところかなと。私たちは幼児が常に相手なので、そこを覚えてしまっていたのですけれども、県の御指導がきちっと行き届いているのだと思ひますので。どうぞよろしくお願ひします。

(伊藤会長)

設置されてからもというふうなことでございますよね。それでは、最後、お願いいたします。

(小川委員)

私も新しい高校が新設されるということで、少子化に向かっているのと、それから私立高校の方々が、皆さん生徒の獲得に御苦労なさっているところを見るにつけ、果たしてどうなのだろうという思いでございましたけれども、東松島市が力を入れて設置したということなのではないかな。そういう事情もあるのかなと思いましたがけれども、進学コースに防衛大学とか防衛医大とかそういうことが入ってきて、私はそこに違和感を覚えました。それも全寮制となると、多分、気骨のある子供たちが、国を守ろうという気概を持った子供たちが入ってくるのでしょうかけれども、そういう子供たちが、一日中、昼も夜も一緒に過ごすとなると、どんなふうになるのかという、そういうところも危惧しておりますので。舎監さんというのでしょうかね。その寮のお世話をしてくださる方、どこかそういうところでよく目を見張らないといけないのかなと思います。私立学校、高校についてはよく分かりませんが、私たちの時代とは違ってずいぶん進化しているのだなと思えました。先日の明成高校のスポーツ学科ですか、そういうことも考えるにつけ、ずいぶん進化して進んでいるのだなという考え、感想を持ちました。

(伊藤会長)

はい。ありがとうございました。それでは、加藤委員から、はい。

(加藤委員)

附帯意見の御説明が事務局からございましたけれども、小中高等学校部会としては、附帯意見付きの承認、というふうに受止めておりますので、この点は非常に重たいものであるということ、設置者及び学校関係者の方に改めて御了解いただけますよう、よろしくお願いいたします。これも希望でございます。

(伊藤会長)

ありがとうございました。様々な御意見、そして思い、いろいろとお伝えいただきました。ありがとうございました。附帯意見というふうな形で審議会の中でも出て参りましたというふうなことですね。それから、今日の話、意見等々を聞いていますと、こういうふうにならないかなあというふうに思っています。過去の審議会では、附帯意見を付して了承という事例もございました。本日の審議や部会で附した附帯意見への対応、現地確認の内容等を踏まえて、事務局で議論を整理いただくというふうな方向でお願いできないでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今、伊藤会長からお話ございましたが、過去の新設案件でも部会で附帯意見が付いた、同じことも含めて、公開の本審議会でも附帯意見が付いたという事例がございます。今回の案件、本日、委員の皆様から様々な御意見、思い、申請者に対する御意見であるとか我々県に対するもの、なおかつ開学に向けてということと、開学されてから、そち

らの方は本当に長い問題ですから、そこからも県はきちんと指導監督をしてくれというお話もありましたので、今、伊藤会長からお話がありましたが、我々としても事務局からの御提案ということになるのですが、部会で付けた附帯意見にプラス、今の御意見を附す形で、本審議会で附帯意見を付けるというような形を御提案させていただきたいと思えます。

今、お話しいただいた中で論点、項目を確認いたします。まず資料7の36ページにございますが、10月21日の小中高部会、これは3回目の部会、計4回の部会で御議論いただきましたがその中で御意見いただいた非常に貴重な附帯意見となっております。

一つ目としましては、大川小の判決が出た後ということでございますので、学校の安全計画・事前防災の観点が従来とは異なっていると。これは我々行政庁も、学校設置者・学校法人も違う視点が求められ、より実効性のあるものと謳われておりますので、これを活かしたような形で一つ目と思っております。

あと二つ目、これも教育の機会均等ということと全寮制ということで、基本的には全員、寮に入ると。県内・県外問わず。それで入学選抜にあたっては、今後も、県内外ということで差別的な取扱いを行わない、平等な取扱いを行うということ、これも重要な二点目となっております。

三点目の趣意書に関しては今回の指導で改善されておりますので、こちらは飛ばしたいと思えます。

四つ目としまして、宮城県公私立高等学校協議会、公私協と申しておりますが、県内の公立校と私立校の、今お話のあった少子化、これから中学校の卒業者が減っていく中でということで、公立も私立もお互い共存しながら高め合っていくということになります。ですので、公立と私立の高等学校、宮城県に仮に新しくできる私立の高等学校になった暁にはその協調と、なおかつ県内の既存の私立校、先ほど加藤委員からありましたが、宮城県内の私立の高等学校は、歴史・伝統・勉強・スポーツで多くの優秀な人材を数多く、著名な方を輩出しておりますので、その同じような一員となっただけなのであればそういった期待も含めて、既存の私立高等学校とも協調した対応をしていただきたいということをこのまま活かして、基本1・2・3の三点かなと思っております。

これに加えて、今お話をお聞きしましたところ、この前の2月14日の現地確認に行かれた委員の方は、まさに現地で御覧いただきましたが、まだ3月まで、今2月の中旬ですけれども、あと1ヶ月半、開校を迎えるにあたっては窓の部分だとか補修が必要な部分がありますので、そこはきちんと適切な対応をしてくださいと。で、仮に今日、審議会としてこの案件が妥当であるという認可の答申をいただいたとしても、最終的に建物の何かの工事ができませんので、4月に校舎が間に合いませんでした、となると県としては認可をすることができませんので、開学は1年後の4月1日となり、今度の4月開校はないということになりますので、そこは県できちんと責任を持って、最終的に3月のしかるべきタイミングで現地を確認して参ります。そのきちんとした確認と的確な指導ということが四つ目かと思っております。

あとは、1の学校防災の安全性、これは自然災害とかいろんな犯罪等も含めたものなのですが、特にこの前の2月14日に見ていただいた時点で、校舎の完成、建物としての安全性、先ほど事務局からも説明しましたが防火シャッターの件だとか色々ありますので、そういった安全性及び防犯性という施設環境整備、ここもきちんと法令順守、というのは当たり前ですけれ

ども、十分確認をすることということが一つあるかなと。これが五つ目かと思っております。

そして最後、六つ目としましては、複数の委員からありました、開校後もぜひ県としてきちんと指導していただきたいと。できればそれを報告いただけるとありがたいです、ということもありましたので、そこに関しては、あくまで開校後も県として、定期的きちんと状況を確認して適切な指導を行うということかな、と思っております。資料 36 ページの 1・2・4 の三つプラス今申しあげました四番目としましては、あくまで県に対してきちんと進捗管理をすること。五つ目としまして、県に対して、きちんと校舎等の安全整備・施設環境を確認すること。六つ目としまして、県に対して、きちんと仮に認可された後としても開学後も定期的に監督し適切な指導を行うこと、ということ踏まえ、本審議会での六つの附帯意見でいかがかなと思っております。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは本件につきましては、附帯意見を附して異議が無いものと認め、答申すること、なお、附帯意見については、事務局で、今、概略説明いただきましたが、文案を作成して、調査審議事項、次の最後の審議事項の終了後に、委員の皆さんに御確認いただくというふうな形でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

⑧専修学校の設置について（(仮称) 気仙沼リアス調理専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ただいまの事務局の説明及び部会での審議結果の報告を受けて、御質問等ございませんでしょうか。御意見等ございましたらお願いいたします。加藤委員お願いいたします。

(加藤委員)

専修学校というのは門外漢でございますので、ちょっと違うことを言った時は、どうぞお許しをいただきたいと思いますが。この設置者である法人の代表理事の方が寄付されたということで新しい学校を作るのだと。この意気込みは大変よく分かったのですが、この学校法人から、代表理事で寄付者であるこの方が、同じ法人から理事報酬等を取るという予定、あるいは今までも取っていたという事実はあるのでしょうか。何故それをお尋ねしているかと言いますと、確か記憶が間違っていなければ千葉県において、幼稚園を設置すると。設置するにあたって、土地所有者その方が幼稚園の代表理事なのですね。そういうことで寄付はした、園舎も寄付したのだけれども、その収入から理事報酬を取るということで、寄付という行為が相殺されているという部分と、それが税法上問題になったということで国税が動いたという事案があるわけです。これに関しては、コンプライアンス上問題が無いのかどうかも含めて、御確認いただいてもいいかどうか。私は門外漢なので、ちょっと変なこと言っているかもしれませんが、よろしく申し上げます。

(伊藤会長)

それでは、事務局の方でお答えできますか。

(事務局)

今回は御質問ありましたところにつきまして、役員報酬を受けているかどうかにつきましては、直接確認はしておりません。申し訳ございません。ただ、法人の所轄庁であります茨城県、本部が茨城県ですので所轄が茨城県になりますけれども、茨城県に対しては、今回の気仙沼への学校設置について、財務の部分も含めて御報告しているということで伺っております。

(加藤委員)

財務のことを尋ねているのではなくて、理事長として理事報酬を受けているかどうかの確認ができているでしょうかというお尋ねでございます。以上です。

(事務局)

今日時点では、すいません、確認しておりませんので、申請者に確認をとります。

(伊藤会長)

それでよろしゅうございますか。はい。

(加藤委員)

大きな問題ですからね。

(伊藤議長)

はい。ということで、事務局の方に確認をお願いしますということです。

他、いかがでございましょうか。湯本委員お願いします。

(湯本委員)

私も門外漢で、本当に、失礼な質問するかと思いますけども。13ページの教育課程表に、専門課程と高等課程、それぞれ1年次は同じ科目を履修するわけですが、実際、この専門課程に入学する生徒は10ページの入学資格のところに、大学入学資格ということで、おそらく高等学校を卒業した生徒がこの専門課程で、中学校を卒業したものが高等課程に入学すると思うのですが、当然年齢も違いますし理解力も違いますので、科目設定上は同じ中身なのですが、当然違うことをやるのかどうか。特に、選択必修科目の外国語も同じものなので、当然、15ページの先生の名簿を見ると名簿には先生が1人しかおりませんので、その先生が同じ科目だけ違う内容のことをやるのかどうか、その辺ちょっと教えていただければと思います。

(事務局)

科目名としては同じ科目を教えることになりますが、それぞれ、御指摘あったとおり高等課程と専門課程で年齢層が異なることが想定されますので、それぞれに見合ったカリキュラムと

言いますか、教える内容、教え方を含めて、適切に対応するというふうに聞いております。

(伊藤会長)

分けて対応するということですね。他にいかがでしょうか。加藤委員お願いします。

(加藤委員)

設置者の代表理事の方は大変な資産家なのだなと思いつつながら、感動して見ていましたけれども、万が一、これが借入金とか、いわゆるマネーロンダリングとか、いわゆる違法行為によるお金とか、そういうことは間違っても無いというふうに保障されているというふうに安心しておいてよろしいのでございましょうかというふうなお尋ねです。

(事務局)

理事長の資産額というのも昨年度に確認はしております。ただ、ここでマネーロンダリングとか、そういった確証とかが無いもの、そういった言葉を使うのは、ちょっといかがなものかなって思う思いもありますけれども。基本的には、理事長個人の資産のところを確認しております。寄付がなされたということで認識しております。

(加藤委員)

すみません。内容が少し不適切でした。コンプライアンス上問題の無いものなのですかというふうにお尋ねしたものです。

(伊藤会長)

はい、他にいかがでございましょう。

(鈴木委員)

財務関係も、審査基準どおりにやっていたら、結構ですかね。

(伊藤会長)

他に御意見が無ければ、本件について了承することとし、気仙沼リアス調理専門学校の設置について、該当とする旨、答申することと決定してよろしゅうございましょうか。

それでは、本件につきまして、異議が無いものと認め、答申することにいたします。

⑦高等学校の設置について（(仮称)日本ウェルネス宮城高等学校) 附帯意見の確認

(事務局)

「その他」の前に、先ほどの調査審議事項7の附帯意見がまとまりましたので、今、委員の皆様にお配りいたします。今お配りした附帯意見の案について、御説明させていただきます。

事務局から附帯意見について説明を行った。

(伊藤会長)

委員の皆様、こちらの内容、もう一度、御確認いただきたいと思います。この附帯意見というふうな形で、今、事務局の方で作成してくださいました。いかがでございましょうか。

はい。山岸委員お願いします。

(山岸委員)

いくつかありまして、一つ目、第1項ですか、「生徒の命」はもちろんなのですが、「教職員」というのは入れなくていいのかというのが気になりました。

第二点は、実は、専門部会の附帯意見も見ていて、今日、改めて気付いたのですが、宮城県内に居住する生徒と、県外に居住する生徒、この「生徒」というのは、高校生を念頭に置いているのか中学生を念頭に置いているのかよく分からなくて。あえてぼやかしたのかもしれないけれども、ちょっとそこは気になりました。

あと第5項なのですが、校舎は元々あるものをリフォームしたってということなのだと思いますけれども、校舎だけではなく寮は入れなくていいのかというのが気になりました。

(伊藤会長)

ありがとうございました。第1項のところは、「生徒」だけではなく「教職員」というふうな文言も入れた方がいいのではないかとこのふうなことです。はい。ここについては事務局よろしゅうございましょうか。はい、ありがとうございます。

それから第2項のところですが、ここは、中学生、高校生、この辺のところは。

(事務局)

こちらですけれども山岸委員の御指摘のとおり、文脈でおそらく変わって、まず入学時点においては中学校の生徒を指しますし、一方で、入った後はいわゆる高等学校の生徒を指すという、両方の意味で取れる部分がありますので、そこをあえて「中学校の」という言葉を付けて書くか、「高等学校の」と付けて書くか、ちょっと検討が必要かなと。両方含み得る言葉だというふうに私は解釈しておりました。

(伊藤会長)

それからもう一つは、第5項のところ。「校舎」というふうに書いてあるけれども「寮」という言葉は入ってもいいのではないかと。

(事務局)

こちらは生活の場ですので、確実に入れるべきだと思います。失念してしまいました。申し訳ございません。

(伊藤会長)

ありがとうございました。他にいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

(加藤委員)

第2項のところですけど、山岸委員、これは中学校・高等学校というよりも、広く教育現場を指すのです。

(山岸委員)

なるほど。

(加藤委員)

ですから、教育現場に混乱を与えないという、例えば、募集にあたって、募集内容等に混乱が無いように。高等学校においては、高等学校にいろんな繋がりがあるので、それを全部含むわけですね。そうすると、宮城県内の教育現場に混乱を与えないようにという表現だとちょっとまずいですかね。勝手なことをこっちで言い合っているという。法務に詳しい先生だったらどういうお考えか、あれですけども。

それから細かい話を言うと、私も拝見しましたが、「校舎」「寮」それからもう一つ重要なのは「食べる」という食堂ですね。これが非常に大きな要素になっています。要するに、食べる場所がそこしかないのです、地域に。例えばコンビニに行って買うにしても、歩いて行くとすると、多分30分ぐらいかかるかな。片道ですよ。往復じゃないですよ。無いのです、食べる場所が。私もしげしげと歩いてみましたが、無いのですね。ちょっと不謹慎かもしれないけど赤提灯も無いですね。別に赤提灯は関係無いと言うけど、でも高校生も行くのですよ。ハッピーアワーの時間は。うるさくしても文句を言われなから、お店に。最近の高校生というのは、赤提灯のハッピーアワーで、大人が来るまで騒いで、そして帰ってくるのですけど。これは余計な話ですけど。そういうのは生活指導だ、けしからんと言われればそれまでですけど。ただ無いのですよ、全く。ですから、食堂の要素というのが、非常に大きいというのを、現場を見ていて強く感じたところでした。で、自転車に乗せないのですかと聞いたら、寮生は自転車には乗せないって言っていましたよね。

(事務局)

その辺りは、御指摘いただき回答いただいた内容から、また修正が加わっていたりした部分もございますので、自転車は特に認めないということは無いということでございます。

鳴瀬支所から少し東松島市役所寄りに行くとコンビニが唯一あるぐらいで、確かに、仰るとおり食べる場所はございませんので、基本的には食堂で食事を召し上がることにはなるのですけれども。十分に気を付けて買いに行くようにだとかそういう指導が要るか。

(加藤委員)

自転車に乗れるようになるなら安心ですけどね。一応「3ない運動」があるのでバイクは駄目ですけども。ただこれも、県立高校では認めている学校もあるわけですね、県北の学校を含めて。ですから、どこまで学校がどういうふうに認めていくのかということが大きな要素だと思うのですね。そういうところの生活指導上の問題というのは全然無いので。ただ、ここ

に附帯意見として書けないと思いますけども。食堂はものすごく大きな要素です。実際に、食堂にも2種類あるわけです。一つは、寮の食堂の中でしか食べられない、保健所の定める特定の食堂。それと食堂で作ったものを教室とか寮室で食べてもいい、いわゆる一般としての、保健所の認める食堂。これによって全く基準が違うのですね。例えば、調理をする人に関して、定期的に健康診断・検便を求めるといったことをしなさいというのは特定の方です。一般の方は、やるに越したことはないけど、それを明確に定めてはいないわけです。ですからそういう点で、この給食の考え方というのは、ものすごく違うなということ。この間お伺いしたら、どっちにするかまだ決めていませんと言われたので「ああそうですか」で終わったのですけれども。そういう、どっちにするか分からないようなことは結構たくさんあって、事務局の方で、学校の意味とかお考えはどうなのですかと尋ねても、「検討します」というのは結構あったということです。

(事務局)

その部分について御説明いたしますと、学校法人側で保健所と相談してやっていますし、特定給食施設ですと何十食以上というものがあるのですけれども、今回そこには当たらないということなので、特定給食施設ではないということで報告を受けております。あと生徒の状況によって出す食事の数も変わりますので、それを受けて保健所の方には適切に届けるということでした。加藤委員が先日前にお越しになられた後に、実際に保健所にも行ったようですし、電話等でも何回も聞いてそこを確認したということで伺っております、御指摘に感謝していたということでございます。

(伊藤会長)

ありがとうございました。それでは「校舎」それから「寮」という言葉も入れましょうというふうなことですね、そして、寮の中にある食堂であればいいのだけれども、寮とはまた独立した形での食堂なので、「食堂」というふうなことも入れた方がいいのではないかと。女子寮の方には簡易な調理台等々がありましたが、そこではなくてという。はい。よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。それでは、今出た内容についての修正等については、会長の方に一任していただくということでよろしゅうございましょうか。文言整理をさせていただきます。それでは、本案を附帯意見とすることとして、なお、細かな字の修正等々については御一任いただく、確定版ができた後に、事務局から全部配布させていただくというようなことでよろしゅうございましょうか。ありがとうございました。それではそのような形で終わります。

(2) その他

- ① 審査基準の改正について
- ② 寄附行為の標準例の改正について

事務局から資料により説明を行った。

(伊藤会長)

ありがとうございました。はい、菅原委員お願いします。

(菅原通悦委員)

説明は分かったのですが、資料9の内容「審査基準等の案について」ということなのですが、これは今現在どこまで進捗しているのかということなのですが、要するに、例えば別紙があって1ページがありますよね。今回いろいろな私立学校ができることによって、どの段階で、どのレベルの内容をどのような表記内容にということ、いろいろと議論しましたので、こういった審査基準案が出てきたのだらうと思うのですが、改めてきちんとしましょうということで。これは、現時点での案ということなのでしょうか。それから、各学校等々についての周知等については今後なのでしょうかとということやちょっと聞きたいのですが、どうなのですか。非常に大事なことです。今後、私立学校関係の方々が、これを見て動いていくときの大きな指針になると思うのです。そういう意味で今後の進め方がどうなっているのかということ。基準施行が令和2年の4月1日ですから、いかがかな、どの段階なのかなと思ひまして。

(事務局)

資料9ということで、資料9は2つございまして、まず、冒頭の生徒募集の件。これが先ほどの調査審議事項7でいただきました新設案件があったときに小中高部会でも色々議論になったものですから、我々もきちんと明文化をしていなかったもので、今回、審査基準に新たに情報を盛り込むという形で明文化しようと思っておりました。今日、初めて委員の皆様にご覧いただきましたので、この内容で良ければ、4月1日からということになりますので、今後、新設案件がある場合には、こちらの、高等学校から各種学校用がありますので、学校ごとに色々この基準に照らし合わせて、広報と募集という形を、申請者には計画段階でちゃんと認識をしてもらおうよう指導していきたいと思っております。

(菅原通悦委員)

この場で、もしも御意見・御要望があれば、意見ください、皆さんいかがでしょうかという意味なのですか。

(事務局)

はい。こちらで4月以降、明文化したいと思ひます。もし何か御意見等あれば。

(菅原通悦委員)

意見等について、私は特に無いのだけれども、手続き上どういふふうな、今後の手順で進んでいくのかということ。

今回、御提案されましたので、審議会の皆さんがこれをベースに今後審査していくことですから、どんなところで落ち着けられればいいのかと思ひましたので、現在、どの辺の手順の段階になっておりますかということをお聞きしたい。

(事務局)

手順としましては事務局で案を作成したものを今日初めて委員の皆さんに御覧いただきましたので、これで御意見等が無ければこのまま。ホームページに県の審査基準等はアップしておりますので今後、具体の案件があった場合には、公表しているこちらの基準を4月1日以降は適用するという形で。今後も新設案件がありますので、そのときにはこれを見習って、広報と募集とをきちんと明確に分けるということを指導して参りたいと思います。

(菅原通悦委員)

分かりました。私の質問に対しての答えが分かりました。

(伊藤会長)

では加藤委員、お願いします。

(加藤委員)

この審査基準等ができますと、大変歓迎ですね。基本的に。これが無いがために、小中高部会で、先ほど審議した内容が大変混乱をして。小中高部会の中で言うと、ネットで確認したら違うことが書いてあるのではという発見をしたり、意外な驚きがあつて。そういう意味で非常に望ましい姿だなというのがまず一点です。

もう一つだけ、表現的な問題なのですが、一番上の「私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準」とこうあります。他も全部同じ内容なので、今ぱっと見た限りでしたけど、第19条の3のところですね。「学校名、学科の名称、教育内容、募集人員、募集開始始期、入学者選抜方法等について掲載する場合は」の次なのですが、「予定であり変更があり得ることを明確に記載すること」とこうなっているのですが、「予定であり変更があり得る」という表現でいいのかどうなのかなというのがちょっと。日本語としては間違いないです。ただ、現実これを受止める側、そういう学校を受験したいとか行ってみたいと思う生徒にとってみると、この「設置計画中」はもちろん、すごく分かりやすく、認可申請中なのかなと思ったら、設置構想中とか設置計画中とか。これはいいのですが、この次のところですね、簡単に言うと、学校名まで変更あるのかと。学科の名称もですよ。教育内容も変わるのかと。そうすると、申請中に何かあればコロコロ変わっていいのかと。本来は、一旦取上げて、改めてやるべきものではないのかなと。例えば、学校名が変わるとするのは非常に大きなことだと思うのです。あるいは教育内容の変更がある。これも本来は一回取上げて、こうじゃないのですかというふうにして審議委員の先生方に見てもらおう。それが、もうここが開校ですよというふうにして、あたかも決まっているような感じで、それにさかのぼって、途中に変えてもいいような、そういう誤解を与える可能性があるのではないのか。今回、小中高部会は相当の回数開かれたと思うのです。私も入ったばかりでよく分かりませんが、その中で相当変わっているわけです。最初の設立認可の趣旨等を含めて。それを考えますとね、こうやって変更があり得るのだということを一方で認めてしまっているのか。いいように見えるのですが、誤解も与えるのではないのか。もしそうだったら、あともう1回出し直しなさいと、設置者の方で責任を持ってと言うほうが本来の審査基準ではないのかなと。そう

ではないと先ほど言ったように、何でも変えられる、名称を変えたっていいじゃないですか、学科名を変えたってじゃないですか、教育内容を変えたっていいじゃないですか、審議会で言われたとおりでんどん変えていったらいいですよ、言われたとおりでやればいいんだというようなことがね。私は現場でも何回も設置者の方の説明を聞いていたので、言われたから変えればいいと、そういう問題ではないではないですか。その学校の持っている考え方を堂々と示すべきではないですかということを感じながらこの2年間過ごしてきたのです。そういうふうに、ちょっとこの「予定であり変更があり得る」ということに関しては、ちょっといささか、どうなのかなというふうに思いました。

(事務局)

加藤委員ありがとうございます。まさに仰るとおりだと思います。これは文章にするとこうなるのですが、「予定であり」というのはまず予定です、というのはそのとおり、皆さん御意見無いかと思えます。

次の「変更があり得る」というところなのですが、このニュアンスとしては、変更する可能性がゼロではない、基本スタンスを変えるのではないのですが、以降これからいろいろ自由に変えますということではなくて、あくまでこの内容は完全にフィックスされたものではなくて、場合によっては一部変わることもあるかもしれません、というようなニュアンスなので。そうすると、掲載する場合の予定であり、変更があり得るという文言ではなくて「今はまず予定です」と。「今後、場合によっては変更があることもあります」というような感じ。ちょっとその書き方はまた、個別案件ごとに要相談かなとは思えます。

あとは加藤委員の仰ったように「いいのか変更して出し直して」というところは、我々も先ほどの新設案件でありました。基本は、1年半前にまず計画書、紙を出していただくと。それは認可申請書と基本的にはズレない内容で出してくれと。それで、計画書で出したものが認可申請書では違うということになると、それは一旦取下げ・出し直しということではないですか、ということは申請者に対してきちんと伝えてきております。今後も計画書を1年半前に新設で受ける場合には、計画書が承認された場合に出す認可申請書と同じような内容で出してくださいということは、きちんと入口の段階で指導していきたいと思えます。

(事務局)

補足です。ここは広報活動についての記載になりますので、広報する上での注意事項ということで書いておりました。文部科学省のものを基本的に真似たような気もするのですが、今ちょっと手元に無いので、文部科学省の表現と合っているかどうか、もう1回確認をして、文面は整えたいと思えます。また、どこまで変更になったら一旦取下げて再申請か、というのは広報とは別な問題だと思います。そこはなかなか難しいところで、我々のところにも判断基準が無くて、差替え差替えして変更になってきたってというようなところで。それでよかったのかというようなところもございますので、これは部会なり審議会の場で、ルールみたいなものを一緒に考えていくというか、そういったことも考えていかなくはないというふうに、今の加藤委員の意見を聞いて考えたところでございます。

(加藤委員)

お願いなのですが。そこまで、事務局のほうで仰っていただいて大変恐縮でございますが、願わくば、お願いですけれども、ここで決まったんじゃなくて、年度が変わったところで、改めて委員の方々が御判断できる機会を作っていただきますようお願いしたいなというふうに思っております。いかがでございましょうか。

(伊藤会長)

それでは、今、加藤委員の方から意見が出されました。提案です。改正についての審査基準等の別紙の内容でございますけれども、今日ここで審議するというふうなことではなくて、次年度というふうなところでいかがでしょうかということですが、大丈夫ですか、時期的に。

(事務局)

確認ですが、この広報と生徒募集のところについて仕切り直しというふうな。

(加藤委員)

令和2年4月1日から施行すると、ここに書いてありますけれども、その内容はこれでいいのか、ということをお尋ねしていたわけです。それに関連して申し上げます。

(事務局)

分かりました、改正(1)と(2)とあるのですが、(2)の専修学校の校地・校舎の借用の方は、こちらはこれでよろしいという。

(加藤委員)

私が申し上げたのは、具体的な点は、私立高等学校の通信制課程、ここも「変更あり得る」となっていますし、私立中等教育学校も「変更があり得る」になっていますし、私立中学校についても「変更があり得る」と。義務教育学校というのはそういうやわいものではないと。そんな、変更という議論は無いのではないかなという。

(事務局)

今、(2)と申し上げたのは、校地・校舎の借用の方は切り離してよろしいかということで。

(加藤委員)

はい。これは国の方から示されているので、私どもも承知しているつもりなのですが。広報活動のところについては、あらぬ誤解を招かないため。

(事務局)

これについては、改めて、我々の方でもちょっと再検討をいたしまして、議論の内容を活用して、調整したいと思います。

(伊藤会長)

ありがとうございました。ではそのように、ひとつよろしく願いいたします。

(菅原通悦委員)

ということは、4月1日施行ということについては保留ということですね。そういうことになりますね。この中身については、私たちが審議していく上で、特に私学関係の方のみならず、全ての私学の方々が広報していく上で、何をよりどころに。踏み出しても駄目だし、かといって広報活動、世の中に出していきたいという要望もあるでしょうから、かなり今までうやむやになっていた部分ですので、非常に大事なことですし、今回、県の方でこういうふうに出していただいたということは大変ありがたいと思っています。ただ、今お話があったように影響力がずいぶんある中身ですので、今年度内に決めることが限りなく必要であれば別ですけども、来年度の審議の過程の中で、当然この部分も関わってくる中身ののだろうと思うのです。当然議論することだろうと思うのです。例えば、新しい学校が設置されるということになれば、当然この部分に関わってきますので、もう一度、県のほうで、施行日に捉われないのであれば、来年度の段階で提案していただいて、議論する機会をいただければありがたいな、というふう

に委員の一人として思います。

(伊藤会長)

ありがとうございました。今、菅原先生の方から御意見いただきました。そのような動きとさせていただければと会長としてもお願いしたいと思います。やはり社会の混乱を招くようなことはしてはいけないというふうに思いますので、あのケース、このケース、いろいろと精査しながら、確定したものと望みますので、よろしく願いいたします。

それでは、「その他」については、よろしゅうございますか。委員の先生方におかれましては、大変貴重な御意見をいただいたり、思いを寄せていただいたりということで、本当にありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。あと「その他」として審議事項以外で何か御意見・御要望等あればお伺いいたします。よろしいですか。長時間の御審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

氏名 _____ 印